

答 申

1 審査会の結論

本件開示請求に対して処分庁が行った部分開示決定は妥当ではなく、令和6年11月25日付（神教委児第1694号－1）保有個人情報の開示請求に対する開示決定通知書により開示決定を行った保有個人情報についても本件開示請求に係る保有個人情報として特定し、開示決定をすべきであった。

後記2（1）②に掲げる請求内容のうちメモ、電子メールでのやりとり及び同②エに係る文書について、保有個人情報を保有していないとして不開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の経緯

（1）開示請求

審査請求人は、法定代理人として本人に代わって令和6年6月27日付で個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、以下の保有個人情報の開示を請求した。（以下「本件開示請求」という。）

①〇〇小学校において発生した重大事案に係る調査報告書（令和6年4月17日付、〇〇小学校校長作成）の写し

②当該小学校及び神戸市教育委員会（以下「市教委」という。）が保有する以下の文書（報告書、協議義資料（原文ママ）、メモ、電子メールでのやりとり等も含む）。

ア 上記報告書及び報告書記載の重大事案に係る当該小学校及び市教委において作成された文書一式

イ 報告書記載の重大事案に関連して当該小学校で実施されたアンケートの内、令和5年度に6年生だった児童から提出された回答の写し及び回答結果をとりまとめた文書

ウ 報告書記載の重大事案に関連して当該小学校が実施した被害児童保護者への対応記録及び保護者への対応に係る協議（当該小学校、市教委、当該小学校及び市教委間で行われたもの）に係る文書一式

エ 令和5年度に被害児童の担当していた教師（以下「担任教師」という。）に対して市教委（市教委が当該小学校校長等関係者を通じて実施したものも含む）又は当該小学校校長等が実施した事実関係等に係る聞き取り調査（面談記録）等に係る文書及び担任教師への指導内容に係る文書

（2）部分開示決定及び不開示決定

処分庁は、令和6年7月10日付で法第83条第2項の規定に基づき、本件開示請求に係る決定期間を延長した上で、同年8月8日付で法第82条第1項の規定に基づき、「調査結果報告書」ほか13項目の文書を特定し、そのうち、開示請求者以外の第三者の氏名、発言、心情、行動内容を法第78条第1項第2号に該当するとして、不開示とする部分開示決定（以下「本件決定1」という。）を行い、（1）②のうち、メモ、電子メールでのやりとり及び（1）②エについては、保有していないことによる不開示決定（以下「本件決定2」といい、「本件決定1」と「本件決定2」を合わせて「本件決定」という。）を行った。

さらに令和7年4月9日付で、令和6年2月5日付調査結果報告書案ほか4項目の文書を追加して特定し、そのうち、開示請求者以外の第三者の氏名、発言、心情を法第78条第1項

答申第6号

第2号に該当するとして、不開示とする部分開示決定（以下「本件追加決定」という。）を行った。

（3）審査請求

審査請求人は、令和6年11月7日受付で、本件決定を変更し、下記の文書を開示するとの裁決を求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

①〇〇小学校において発生した重大事案（以下「本件重大事案」という。）に係る調査報告書（令和6年4月17日付、〇〇小学校校長作成）の原案等（「事案連絡票（教育委員会事務局対応記録）2024-3-25 13:30 相手先教頭」の内容に記載のある「調査結果報告書の内容が大きく変更する。（他の職員に確認したところ、加除訂正要望が出た。）」と記載されているところの、加除訂正がなされる前の報告書案）。

②担任教師に対して市教委又は当該小学校校長等の実施した聴き取り調査（面談記録）等に係る文書及び担任教師への指導内容に係る文書

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張について、審査請求書、反論書及び意見陳述から、審査会の判断に関わると認めた部分を要約すれば、おおむね以下のとおりである。

- ・2（3）①については、本件報告書の内容がどのように改変されたかについて、確認することにより、2（3）②については、本件重大事案の主たる原因が担任教師の指導力不足であると思慮されるところ、本件重大事案の再発防止策が当該小学校において講じられているのであれば存在しているはずの記録等を確認することにより、当該小学校がどの程度真摯に再発防止策を検討し、再発防止に具体的に取り組んでいるのかを確認するため本件審査請求を行う。
- ・本件小学校と被害児童両親が協力して被害児童の学校生活を正常化するためには本件小学校において面談記録が作成されていてしかるべきである。
- ・「電子メールについては、意思決定過程の後付け（原文ママ）後の検証のために必要なメールを除き、保存期間は1年未満とされており」としているが、「後の検証のために必要なメール」かどうかについては、まさに事後にならなければ判明しないものであり、具体的な基準たり得ず失当である。
- ・処分庁は原案に加筆修正を加えているため、最終的に教育長及び市長に提出した内容である調査結果報告書のみが公文書として現存していると主張しているが、処分庁自ら電子メールにおいても意思決定過程の跡付けや後の検証のために1年以上保存するとしているにもかかわらず、電子メールよりも意思決定過程の検証の必要性がより高いと思慮される調査結果報告書においてその意思決定過程の跡付けが検証できない運用・状況となっていることは全くもって不当である。
- ・神戸市においては教育相談の充実としてスクールカウンセラーを配置し、カウンセリング等に関する教職員等に対する助言等や重大な事件等の発生時に児童、保護者、教職員のケアがなされることとされている。また、スクールカウンセラーはいじめ発生時の指導方針や保護者への情報伝達の手法、関係機関との連携について、教職員への指導助言を行うこととされている。以上のように神戸市において基本方針が定められているところ、本件においてもスクールカウンセラーの専門的知見に基づく見解・助言が〇〇小学校にどのように伝えられ、それを受けて学校がどう対応したのかという各種記録が当然存在するはずであるので速やか

に公開願いたい。

- ・被害児童への対応（及び被害児童両親への説明等対応）について〇〇小学校において校内いじめ問題対策委員会が設置された後は当該いじめ問題対策委員会において、当該委員会が設置される前は随時本件小学校の教員らにおいて、当然なんらかの協議がもたれ検討が行われたと解するが、それら委員会等に係る記録が一切存在しないということであれば、本件小学校においてどのような対応がなされたのか、本人に寄り添った対応が本当になされたのかについて疑念を覚えざるを得ない。

4 処分庁の主張要旨

処分庁の主張について、弁明書及び事情聴取から、審査会の判断に関わると認めた部分を要約すれば、おおむね以下のとおりである。

- ・保有個人情報開示請求がなされた令和6年6月27日時点において保有している調査結果報告書は、開示済みの文書以外に存在しない。原案に加筆修正を加えているため、最終的に教育長及び市長に提出した内容である調査結果報告書のみが公文書として残存している。
- ・改めて市教委にて保有している紙媒体ファイルを確認したところ、電子データとしては保有していない未開示文書の存在が明らかとなったことから、令和7年4月9日付で本件追加決定を行った。
- ・調査結果報告書案に対する修正意見については、令和6年11月25日付保有個人情報の開示決定により既に開示した「〇〇小いじめ重大事態に関する調査結果報告書について」と題する書面に記載されている。
- ・審査請求人と本件小学校との面談記録については、本件決定1にて開示した文書に含まれる内容が全てであり、その他公文書として存在しない。
- ・スクールカウンセラーの活動記録として、対象者、面談者、面談内容区分については把握しているが、本人及び本人保護者とスクールカウンセラーとのやり取りの具体的内容やスクールカウンセラーの見解について、市教委は把握していない。スクールカウンセラーは、公務員としての守秘義務を負うとともに外部性を持った専門家たるスクールカウンセラーとしての守秘義務を負う。そのため、個別の相談内容に応じて学校との情報共有の必要性及びその範囲を検討し、指導・助言内容を判断する。したがって、指導助言内容が心理的側面から適切と考える一般的なものに限られることも多く、審査請求人からの令和6年11月7日付保有個人情報開示請求に対する同年11月25日付開示決定により既に開示したスクールカウンセラーの活動記録のほかに書面は存しないことは何ら不合理ではない。
- ・メモ、電子メールでのやり取り、及び令和5年度の被害児童の担任教師に対して市教委又は本件小学校校長等が実施した事実関係等に係る聞き取り調査（面談記録）等に係る文書及び担任教師への指導内容に係る文書は、不存在のため不開示とする。
- ・担任教師に対する指導内容に係る文書については、当該事案が処分に該当するものではなかったため公文書として作成していない。
- ・電子メールについては、内容を確認した上で既に廃棄しており、審査請求人からの保有個人情報開示請求がなされた令和6年6月27日時点で存在するものはない。電子メールについては、意思決定過程の跡付けや後の検証のために必要なメールを除き、保存期間は1年未満とされており、廃棄に問題はない。

5 審査会の判断

(1) 争点について

審査請求人は、本件決定1において処分庁が特定し、開示決定した保有個人情報以外に、調査結果報告書の原案や修正意見など、当該小学校と被害児童両親との面談記録、スクールカウンセラーの専門的知見に基づく見解・助言などの各種記録が当然存在するはずであると主張している。また、本件決定2に対しては、本件重大事案の再発防止策が当該小学校において講じられているのであれば、担任教師に対する聞き取りや指導内容に係る文書が存在しているはずであり、電子メールの保存期間の基準は具体的ではなく失当であると主張している。

これに対して、処分庁は、本件開示請求において請求された保有個人情報は、本件決定1及び本件追加決定において開示した文書以外には存在しないと主張している。

したがって、本件における争点は、処分庁が本件決定及び本件追加決定において開示した保有個人情報以外の保有個人情報の存否である。

以下、検討する。

(2) 本件決定1の妥当性について

①調査結果報告書の原案等（加除訂正がなされる前の調査結果報告書案）

処分庁は、審査請求人からの令和6年6月27日付の保有個人情報開示請求時点において保有している調査結果報告書は、本件決定1により開示した令和6年4月17日付の調査結果報告書及び本件追加決定により開示した令和6年2月5日付の調査結果報告書案のみが公文書として残存しており、開示請求を受けた文書は全て開示したとのことであった。

しかし、処分庁によると、審査請求人が令和6年11月7日付で行った「当該小学校において発生した重大事案（以下、「本件重大事案」という。）に係る調査報告書（令和6年4月17日付、神戸市立〇〇小学校校長作成）（以下、「報告書」という。）の原案等に係る他の教員からの修正意見一式」ほかの保有個人情報開示請求に対して、令和6年11月25日付で、「〇〇小 いじめ重大事態に関する調査結果報告書について」と題する文書（以下「調査結果報告書案に係る修正意見」という。）を特定し、開示したとのことであった。

審査会が見分したところ、調査結果報告書案に係る修正意見は、令和6年3月14日付の調査結果報告書案の記載内容とそれに対する意見等及びその意見等を反映した変更後の記載内容が一覧できる形式で記載されていることが認められた。処分庁に確認したところ、当該文書は、本件開示請求時点で既に作成され、保有していた文書であったが、探索から当該文書の特定は漏れていたとのことであった。調査結果報告書案に係る修正意見については、2（1）②アの請求内容に該当すると考えられることから、本件決定1において特定すべきであった保有個人情報であると認められる。

したがって、処分庁は、本件開示請求に対して、調査結果報告書案に係る修正意見についても保有個人情報として特定し、開示決定をすべきであった。

なお、上記のとおり、調査結果報告書案に係る修正意見については、別途行われた保有個人情報の開示請求において、審査請求人に対し、既に開示されていることが認められる。

②本人及び本人保護者との面談記録の存否について

審査会が処分庁から聴取したところ、保護者や児童生徒は、教員が面談時に内容を記録することを憚る場合もあるため、基本的には記録を控えるようにしているとのことであり、本件については、他に組織として利用に供されたメモは作成されておらず、電子ファイル

を含めた探索の結果としても該当する公文書は確認されなかったとのことであった。

審査請求人によると、校長等は本人保護者と面談した際にはノートに記録をしていたとのことであるが、個人情報保護法における保有個人情報の開示の対象は、行政機関等の職員が職務上作成し、組織的に利用するものとして保有しているものである。仮に校長等がノートに面談内容を記録していたとしても、それが組織的な利用に供されていないのであれば、単なる備忘録や個人的な検討のためのメモに過ぎず、保有個人情報として開示の対象には当たらない。

なお、処分庁が開示した「時系列(夏休み～10月31日まで)」と題する文書中9月25日(月)の欄に「〇〇さん両親来校。＜同席者名省略＞※議事録あり」との記載が認められたため、当該議事録の存否について、審査会が処分庁に確認を求めた。そして、処分庁において、当時同席した職員に対して聴取したところ、当時、そのような議事録は作成しておらず、誤記載であるとのことであった。

審査会としては、教員が面談内容を記録することを保護者や児童生徒が憚る場合もあるため、通常は記録を作成しないのにも関わらず、わざわざ「※議事録あり」と記したことが誤記載であるとの処分庁の説明は、にわかには信じ難いものの、現時点でその文書が存在しているという証拠は認められないことから、処分庁の決定は、結論において妥当なものと判断する。

③スクールカウンセラーの専門的知見に基づく見解・助言等の記録の存否について

審査会が処分庁から聴取したところ、スクールカウンセラーは、児童生徒、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修並びに事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケアが主な役割であり、常に児童生徒の相談内容に対する解決が求められるわけではなく、外部性を持った専門家として守秘義務を負っていることから、学校に対しては必要に応じて心理的側面から適切と考える一般的な指導助言を口頭で行うとのことであった。

また、処分庁によると、本件重大事案においては、本件開示請求の対象となる本人及び本人保護者とスクールカウンセラーとのやり取りの具体的な内容やスクールカウンセラーの見解について記録された文書は存在しないとのことであった。

しかし、処分庁によると、審査請求人が令和6年11月7日付で行った「下記期日(令和5年10月5日及び同年11月2日)に被害児童両親とスクールカウンセラーが面談した際のスクールカウンセラー等が作成した面談記録等一式」及び「スクールカウンセラーと当該小学校がやり取りした記録一式」の保有個人情報開示請求に対して、令和6年11月25日付で、「令和5年度 スクールカウンセラー活動記録 10月分」及び「令和5年度 スクールカウンセラー活動記録 11月分」と題する文書(以下「スクールカウンセラーの活動記録」という。)を特定し、開示したとのことであった。

審査会が見分したところ、その記載内容は、スクールカウンセラーの専門的知見に基づく見解・助言等の記録とまでは言えないものの、相談対象(児童生徒の場合はその学年・性別)、面談者区分(本人、保護者、教職員等の別)、面談内容区分(不登校、いじめ、友人関係等の別)のほか、活動の概要として「〇〇の父母と面談」などといった面談の実施事実が記載されていることが認められた。さらには、スクールカウンセラーが、本人や本人保護者以外に、担任や養護教諭、教頭などと当該案件に関する面談を行ったことについても記録されていることが認められた。

このような情報は、本件重大事案に係る当該小学校及び市教委において作成された文書であって、当該重大事案に関連して当該小学校が実施した被害児童保護者への対応記録に当たり、2（1）②ア及びウの請求内容に該当すると考えられることから、本件決定1において特定すべきであった保有個人情報であると認められる。

したがって、処分庁は、本件開示請求に対して、スクールカウンセラーの活動記録についても保有個人情報として特定し、開示決定すべきであった。

なお、上記のとおり、スクールカウンセラーの活動記録については、別途行われた保有個人情報の開示請求において、審査請求人に対し、既の開示されていることが認められる。

（3）本件決定2の妥当性について

①担任教師に対する聴き取り調査（面談記録）等に係る文書について

審査会が処分庁から聴取したところ、調査結果報告書の作成に当たっては、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省）」をもとに調査実施しており、その過程において、事実確認や課題・再発防止策の検討のために担任教師から口頭で聴き取ったり、今後の対応を協議したりといったことは当然あるが、記録に残す必要がある事項については、調査結果報告書に記載しているとのことであった。

行政機関等において、職員に対する聴き取りや内部での協議内容について、その事案の性質や重大性等に応じて、文書化の要否が判断されることは一般的に理解し得るところであり、「調査結果報告書」の作成に当たり、担任教師からの聴取内容や職員間等での協議内容を必要な範囲で当該「調査結果報告書」に記録しているとの処分庁の説明は、合理的に理解し得る範囲であり、ほかに本件開示請求の対象となる保有個人情報の存在を窺わせる事実を確認することもできなかった。

②担任教師への指導内容に係る文書について

審査会が処分庁から聴取したところ、本件重大事案に係る担任教師の言動は懲戒処分に相当するようなものではなかったため、管理職としては、公文書を作成していないとのことであった。

一般的に管理職から教職員に対する指導は、その性質や程度に応じて、口頭での対応にとどめる場合と、文書により記録を作成する必要がある場合とが区別されるものであると考えられる。担任教師の言動が懲戒処分に至らない事案について、指導内容を文書化しない運用が不自然、不合理であるとはいえず、ほかに本件開示請求の対象となる保有個人情報の存在を窺わせる事実を確認することもできなかった。

③電子メールについて

審査会が処分庁から聴取したところ、意思決定に至る過程や事務・事業の実績を合理的に跡付けまたは検証するために必要となる電子メールに該当するものは存在しなかったため、すでに破棄しており、本件開示請求時点で存在しているものはなかったとのことであった。

本市における電子メールの公文書としての取扱いについては、意思決定過程の跡付けや後の検証のために必要な電子メールを除いて1年未満とされており、電子メールの内容が事務的な連絡のやり取りであれば、破棄されていることについて不合理であるとは言えない。また、ほかに本件開示請求の対象となる保有個人情報の存在を窺わせる事実を確認することもできなかった。

④本件決定2の妥当性

答申第6号

以上により、審査会としては、処分庁が行った本件決定2は妥当であると判断する。

(3) 結論

以上により、審査会は、冒頭の結論のとおり判断する。

6 付言

なお、審査会における判断は、処分庁の本件請求に係る保有個人情報開示決定の妥当性について、審査したものであり、公文書の作成や管理における運用の適切性について判断したものではない。処分庁においては、重要な意思決定に至る過程や事務及び事業の実績を合理的に跡付け又は検証することができるよう、文書の適正な作成・管理に留意されたい。

また、処分庁が開示した文書において「※議事録あり」との記載が認められたにもかかわらず、実際には当該議事録が作成されていなかったとされる点については、文書の正確性及び説明の真摯性の観点から適切とは言い難い。今後同様の誤解を生じさせないように、文書の記載内容の確認について、より一層の注意が払われることを強く望むものである。

(参考) 審議の経過

年 月 日	審査部会	経 過
令和7年9月11日	—	諮問書を受理
令和7年11月6日	第12回審査部会	処分庁の職員から事情聴取、審議
令和7年12月4日	第13回審査部会	審査請求人の口頭意見陳述、審議
令和8年1月23日	第14回審査部会	審議
令和8年2月19日	第15回審査部会	審議
令和8年3月13日	第16回審査部会	審議
令和8年4月22日	第17回審査部会	審議